

# 平成26年度 業務実績報告書

自 平成26年 4月 1日  
至 平成27年 3月31日

地方独立行政法人広島市立病院機構

## 目 次

### 第1 「広島市立病院機構の概要」

#### 1 現況

(1) 法人名	1
(2) 本部の所在地	1
(3) 設立年月日	1
(4) 役員の状況	1
(5) 設置・運営する病院・施設の概要	2
(6) 職員数	2
2 広島市立病院機構の基本的な目標	2

### 第2 「全体的な状況」

1 総括	3
2 大項目ごとの特記事項	
(1) 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	4
(2) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	7
(3) 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	8
(4) その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置	8

### 第3 「項目別評価」

1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1) 市立病院として担うべき医療	9
(2) 医療の質の向上	31
(3) 患者の視点に立った医療の提供	44
(4) 地域の医療機関等との連携	52
(5) 市立病院間の連携の強化	58
(6) 保健医療福祉行政への協力	61
2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1) 業務運営体制の確立	62
(2) 人材の確保、育成	64
(3) 弾力的な予算の執行、組織の見直し	74
(4) 意欲的に働くことのできる、働きやすい職場環境づくり	77
(5) 外部評価等の活用	81
3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1) 経営の安定化の推進	82
4 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置	
(1) 安佐市民病院の建替えと医療機能の拡充	87

## 第1 「広島市立病院機構の概要」

### 1 現況（平成26年4月1日現在）

#### (1) 法人名

地方独立行政法人広島市立病院機構

#### (2) 本部の所在地

広島市中区中町8番18号（広島クリスタルプラザ内）

#### (3) 設立年月日

平成26年4月1日

#### (4) 役員の状況

役 職		氏 名	役 職 等
理事長	常勤	影本 正之	
副理事長	常勤	山本 正己	本部事務局長
理 事	常勤	荒木 康之	広島市民病院長
理 事	常勤	多幾山 渉	安佐市民病院長
理 事	常勤	柳田 実郎	舟入市民病院長
理 事	常勤	郡山 達男	リハビリテーション病院長
理 事	非常勤	相田 俊夫	公益財団法人大原記念倉敷中央医療機構 副理事長
理 事	非常勤	森信 秀樹	広島経済同友会 代表幹事
監 事	非常勤	小山 雅男	弁護士
監 事	非常勤	木村 構臣	公認会計士

(5) 設置・運営する病院・施設の概要

ア 病院

病院名	所在地	病床数
広島市民病院	広島市中区基町7番33号	一般病床：715床 精神病床：28床
安佐市民病院	広島市安佐北区可部南二丁目1番1号	一般病床：527床
舟入市民病院	広島市中区舟入幸町14番11号	一般病床：140床 感染症病床：50床
リハビリテーション病院	広島市安佐南区伴南一丁目39番1号	一般病床：100床

(注) 舟入市民病院の感染症病床は、平成26年5月7日に16床（指定病床数）に変更。

イ 施設

施設名	所在地	病床数
自立訓練施設	広島市安佐南区伴南一丁目39番1号	自立訓練：定員60人 短期入所支援：定員5人

(6) 職員数

区分	職員数
広島市民病院	1,538人
安佐市民病院	999人
舟入市民病院	229人
リハビリテーション病院・自立訓練施設	191人
本部事務局	30人
合計	2,987人

2 広島市立病院機構の基本的な目標

広島市民病院、安佐市民病院、舟入市民病院、リハビリテーション病院・自立訓練施設では、救急医療や周産期医療、小児医療など市民生活に不可欠な医療や、がん、脳卒中、急性心筋梗塞などの治療を中心とした高度で先進的な医療、さらには感染症医療やリハビリテーション医療を、それぞれの病院の特徴を生かし、積極的に提供するとともに、地域の医療機関等との連携強化に努め、地域医療を支えてきた。

今後も、救急医療等広島市の医療施策上必要とされる医療の提供に取り組むとともに、病院の医療水準の維持、向上を図り、より一層高いレベルの医療を提供するなど、地域における中核病院として、市立病院に求められる役割を積極的に果たしていく。

広島市立病院機構は、自律性、機動性、透明性という地方独立行政法人制度の特長を最大限に生かしながら、広島市の医療施策上必要とされる医療や高度で先進的な医療の提供、医療に関する調査・研究、地域の医療機関等と連携した地域医療の支援等を行い、市民の健康の維持及び増進に寄与することを基本的な目標とする。

## 第2 「全体的な状況」

### 1 総括

地方独立行政法人化初年度となる平成26年度は、法人の定款に基づき理事会を設置したほか、組織体制の整備や法人の業務運営を規律する各種規程の制定など、独立した法人として、より自律的かつ弾力的な病院経営を実現するための基盤整備を行った。

法人設立に伴い、新たに理事長、理事及び監事からなる役員体制を構築し、理事会における幅広い専門的な意見を反映しながら、法人の経営方針や各種施策の実施、規程の制定、改正等について審議を行うことにより、法人の意思決定を慎重かつ適切に行い円滑な病院運営に努めた。

市立病院として担うべき医療としては、地域の医療機関との役割分担・連携のもと、救急医療、小児・周産期医療、感染症医療、リハビリテーション医療、災害時の医療を提供した。特に、災害時の緊急事態への対応について、平成26年8月20日の豪雨災害発生時から広島市からの要請により医療救護班を編成し、避難所の巡回や夜間の避難所への常駐などにより災害時の医療救護活動を行った。

医療の質の向上については、医療需要の変化、医療の高度化に的確に対応した医療が提供できるよう、医療スタッフの知識の習得や技術の向上、医療機器の整備・更新等の推進、医療スタッフが診療科や職種を超えて連携するチーム医療の推進などにより医療サービスの向上に努めた。

業務運営体制の改善については、職員の定数管理や採用、雇用形態等について、これまでの制約がなくなったため、地方独立行政法人制度の特長を生かし、医師、看護師などの医療職の増員、嘱託・臨時職員の正規職員化や事務室に病院経営に精通した職員を採用するなど強化に取り組んだ。なお、増員に当たっては、収支への影響も踏まえながら、病院を取り巻く環境変化に迅速柔軟に対応できる人材の確保に努めた。

財務面においては、職員が一丸となって年度計画達成に取組み、ほぼ計画どおりの収入を確保するとともに、計画していた増員が十分できなかつたことによる執行残はあるものの、徹底した経費の削減に努め、計画を上回る黒字を達成することができた。

## 2 大項目ごとの特記事項

- (1) 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

### ア 市立病院として担うべき医療 (広島市民病院)

総合的で高水準な診療機能を有する広島市の中核病院として、救急医療など市民生活に不可欠な医療や、がん、脳卒中、急性心筋梗塞などの治療を中心とした高度で先進的な医療を積極的に提供した。

救急医療については、医師、薬剤師、看護師等の増員を行い受入体制を強化することにより救急医療コントロール機能病院としての運営体制を充実するとともに、三次救急医療を24時間365日体制で提供した。

がん診療については、診療放射線技師を増員し、放射線科の診療体制の強化を図るとともに、医療支援センター内のがん診療相談室の医療相談員の正規職員化を行い、患者等への相談機能の充実を図った。

周産期医療については、NICU（新生児集中治療室）とGCU（新生児治療回復室）の病棟を分割し、それぞれの機能強化を図った。

災害医療については、災害拠点病院として災害時に迅速かつ適切な医療提供ができる体制を確保するとともに、平成26年8月20日の豪雨災害発生時には、県からの要請に基づきD.M.A.Tチーム、また、市からの要請により医療救護班を被災地に派遣し医療救護活動を行った。

手術室については、患者の身体的負担が少なくより効果的、効率的な手術を行うため、ハイブリッド手術室を整備するとともに、増加する手術件数に対応するため、手術室の増設工事を行い、平成27年4月に運用を開始した。

### (安佐市民病院)

広島市の北部だけでなく、市域、県域を越えた北部地域の総合的で高水準な診療機能を有する中核病院として、救急医療など市民生活に不可欠な医療や、がん、脳卒中、急性心筋梗塞などの治療を中心とした高度で先進的な医療を積極的に提供した。

救急医療については、中央処置室の看護師等の増員により受入体制を強化し、北部地域における実質的な三次救急医療を24時間365日体制で提供した。

がん診療については、腫瘍内科及び血液内科に医師を増員するとともに、緩和ケア及びがん相談支援を行うための看護師を増員し、診療及び相談機能の強化を図った。

災害医療については、災害拠点病院として災害時に迅速かつ適切な医療提供ができる体制を確保するとともに、平成26年8月20日の豪雨災害発生時には、市からの要請により医療救護班を被災地に派遣し医療救護活動を行った。

へき地医療については、へき地診療所等への医師派遣や、北部地域の医療従事者に対する研修などを行った。

#### (舟入市民病院)

小児救急医療については、小児救急医療拠点病院として看護師を増員し、小児救急外来のトリアージ体制を強化するなど、24時間365日体制で小児救急医療の安定的な提供を行った。

感染症医療については、感染症病床を見直し、これまで届け出していた50床を広島県が指定する16床に減床した。これを機に院内検討チームを立ち上げ、減床により生じたスペースの有効活用を検討するとともに、感染対策委員会においてマニュアルの見直しなどを行い、第二種感染症指定医療機関としての役割と今後の体制の見直しを行った。

また、広島市民病院との連携を一層強化し、紹介患者の積極的な受入れを行うことにより、舟入市民病院の病床、手術室、MRIについて利用促進を図った。

医療支援室を新たに設置し、専任の看護師を配置することにより、医療安全管理体制や患者等からの相談機能の充実を図った。

#### (リハビリテーション病院・自立訓練施設)

脳血管障害や脊髄損傷などによる中途障害者の社会復帰や社会参加を促進するため、高度で専門的な医療と自立のための訓練や相談など、生活の再構築のため一貫したリハビリテーションサービスを提供した。

また、平成26年度からリハビリテーション病院において、365日切れ目なくリハビリテーション医療の提供を開始するとともに、言語聴覚士の増員により退院患者への言語外来リハビリテーション機能の充実を図った。

これまでの総合リハビリテーションセンターが運営していた体制を維持するため、広島市が設置する広島市身体障害者更生相談所と機構が設置するリハビリテーション病院及び自立訓練施設で、随時運営調整会議を開催し、3施設の連携の強化を図った。

自立訓練施設の利用促進を図るため、障害者特定相談支援事業のリハビリテーション病院での実施に向けて準備を行った。

医療支援室を新たに設置し、専任の看護師を配置することにより、医療安全管理体制や患者等からの相談機能の強化を図った。

#### イ 医療の質の向上

医療需要の変化や医療の高度化に的確に対応するため、研修の充実を図るとともに、認定看護師など必要とする資格取得の促進を図った。

また、広島市民病院への「ハイブリッド手術機器」の整備など計画的な医療機器の整備・更新を行った。

良質な医療を効率的かつ安全、適正に提供するため、クリニカルパスの活用拡大や診断技術や治療の多様化・複雑化に対応するため、チーム医療の推進に取り組んだ。

市民に信頼される安全な医療を提供するため、各病院ともリスクマネージャーを配置し、情報共有のための会議の開催などにより、機構として医療安全管理体制の強化を図った。

#### ウ 患者の視点に立った医療の提供

病院情報の提供について、各病院のホームページについて充実を図るとともに、機構のホームページを開設した。

各病院の医療支援センター、医療相談室の職員の増員等を行い、疾病や治療に関する相談をはじめ、医療費の負担等の生活上の問題、退院後の療養や介護支援など様々な相談を受ける体制の強化を図った。

また、患者アンケートを行い、病院の待ち時間や給食に対する意見などを把握し、療養環境の改善に取り組んだ。

#### エ 地域の医療機関等との連携

病院ごとに地区の医師会との意見交換の場を設置するなど、円滑な患者紹介・逆紹介が行えるよう地域の医療機関との連携を深め、地域の医療機関との適切な役割分担を進めた。

また、広島市民病院の開放型病床や広島市民病院、安佐市民病院、リハビリテーション病院のMRI等高度医療機器の共同利用を促進するとともに、地域の医療従事者を対象とした研修会の開催などにより、地域の医療水準の向上や人材の育成を図った。

#### オ 市立病院間の連携の強化

機構内の市立病院が相互に連携し、医療機能を補完し合い、一つの病院群としての病院運営を推進するため、医療情報の共有を図る3病院共有の電子カルテシステムの構築、広島市民病院と舟入市民病院との医療連携、リハビリテーション病院における広島市民病院及び安佐市民病院からの患者の受け入れなどの連携を図った。

#### カ 保健医療福祉行政への協力

平成26年8月20日の豪雨災害に対し、市からの要請により災害発生日から広島市民病院、安佐市民病院、舟入市民病院で医療救護班を編成し、避難所での医療救護活動を行った。

また、リハビリテーション病院は県からの要請により、広島県災害時公衆衛生チームにスタッフを派遣し、災害リハビリテーション支援を行った。

## (2) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

### ア 業務運営体制の確立

平成26年度、理事会を7回開催し、方針決定や目標達成に向けた迅速な意思決定を行った。

本部事務局に、契約課、施設整備課を新たに設置し、本部機能の強化を図った。

病院事務室においては、病院運営に知識を有する職員の採用による体制強化を図るとともに、事務室内組織の再編について検討を行い、平成27年度から臨時職員などの8時間勤務嘱託化や、広島市民病院と安佐市民病院に経営分析、改善などを行う企画課を新設することとした。

また、理事長が1か月に1度定期的に各病院へ赴き、病院現場の実状や課題の把握を行い、病院運営の改善を行った。

新たに、看護総合アドバイザーを本部事務局に配置し、専門的な立場から各病院の看護部長等への助言・指導と業務改善に向けた協議を行った。

### イ 人材の確保、育成

医師、看護師をはじめとする医療スタッフの増員及び嘱託・臨時職員の正規職員への切替えを行い、人材の確保を図った。

職員採用については、新卒職員の採用に加え、看護師、臨床検査技師について年度中途に経験者の採用を行った。

医師確保の推進については、研修プログラムや指導体制を充実するとともに、他都市で開催される臨床研修医向け病院説明会でPRを行った。

看護師確保の推進については、就職ガイダンスへの積極的な参加、理事長等による看護師養成機関への要請、各病院の看護部による病院説明会の開催などを行った。

### ウ 弾力的な予算の執行、組織の見直し

契約事務の適正化及び効率化を図るため、本部事務局に契約事務を統括する契約課を新たに設置し、価格交渉落札方式制度の導入による物品調達方法等の見直しを行った。

施設整備については、これまで市の営繕部職員が併任して行っていた病院の施設整備業務を機構で行う必要があることから、本部事務局に施設整備課を設置するとともに、CM（コンストラクション・マネジメント）方式を採用し、建設工事等の積算、検査などの業務委託を行うことにより効率的な執行体制とした。また、各病院の施設担当、施設整備課、CM事業者をメンバーとする病院維持管理関係者会議を設置し、情報交換などを行った。

### エ 意欲的に働くことのできる、働きやすい職場環境づくり

組織規模、業務分担に応じたポストの増設、勤務実態に応じた手当の創設など、職員の職責を明確化し、意欲的に働くことのできる人事・給与制度の見直しを行った。

また、院内保育施設について、運営を専門業者に委託することにより、夜間保育の実施などの柔軟な対応が可能となり、ワーク・ライフ・バランスの推進を図った。

#### 才 外部評価等の活用

監事監査規程を整備し、監事2名による理事会への出席や各病院及び本部事務局の業務監査などを行った。

また、会計監査人による会計監査を行った。

### (3) 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

#### ア 経営の安定化の推進

理事会において月次の経営状況報告及び中間決算報告を行い、役員による経営管理の下、収入の増加及び経費の削減を図り、その結果、法人化初年度は、計画を上回る黒字を達成することができた。

また、電子カルテシステムの平成27年度の更新・導入に合わせ、診療科別・部門別などの原価計算等、病院の経営内容の把握、分析のためのシステム導入の検討を行った。

### (4) その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置

#### ア 安佐市民病院の建替えと医療機能の拡充

建替えに係る広島市からの資料依頼等に応じるなど、広島市と連携して、対応した。